

苫小牧工業高等専門学校におけるハラスメントの 防止等に関する要項

| | |
|------|-------------|
| 校長裁定 | 平成11年8月1日 |
| 一部改正 | 平成14年2月28日 |
| 一部改正 | 平成14年4月1日 |
| 一部改正 | 平成15年4月1日 |
| 一部改正 | 平成16年4月1日 |
| 一部改正 | 平成16年12月28日 |
| 一部改正 | 平成19年4月1日 |
| 一部改正 | 平成21年2月1日 |
| 一部改正 | 平成27年3月10日 |
| 一部改正 | 平成28年3月4日 |
| 一部改正 | 平成31年2月28日 |

(趣旨)

第1条 この要項は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 ハラスメントの防止等に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（以下「規則」という。）並びにハラスメントを防止するために教職員等が認識すべき事項についての指針及びハラスメントに関する苦情相談への対応における留意すべき事項についての指針（以下「指針」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(監督者)

第2条 規則第2条第九号に定める監督者は、教員の監督者は、校長、各副校長とし、職員の監督者は、事務部長、各課長、技術長とする。

(相談員)

第3条 規則第2条第十五号に定める相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

一 学生等からの苦情相談に対応する相談員

ア 本校学生相談室規則第4条に定める教職員

イ 校長が指名する教職員 若干名

二 教職員及び関係者からの苦情相談に対応する相談員

ア 総務課長

イ 校長が指名する教職員 若干名

2 校長は、前項に規定する者のほか、ハラスメントの防止等について識見を有する学外者を相談員に加えることができるものとし、また、必要に応じて外部機関を相談窓口とすることができる。

3 苦情・相談を受けた相談員は、規則第9条第2項及び第3項に基づき対応する。

4 前号の苦情・相談の内容を記録し、総務課長を経て校長に報告する。

(事実関係の調査)

第4条 校長は前条第4項の報告を受けた場合、必要に応じて事実関係調査のため、その事案ごとに特別調査チームを設置する。

2 特別調査チームの長（以下「リーダー」という。）は、校長が指名する副校長をもって充てる。

3 特別調査チームは、リーダーが推薦し、校長が了承した本校教職員をもって組織する。

4 リーダーは、特別調査チームを指揮、総括する。

5 リーダーが不在のときは、あらかじめリーダーが指名する者がその職務を代行する。

6 特別調査チームには、必要に応じてハラスメントについて識見を有する学外者を委員として加えることができる。

7 特別調査チームは、調査結果を速やかに校長に報告するものとする。

(事後措置等)

第5条 校長は、特別調査チームの調査結果報告に基づき、ハラスメント行為の事実関係があり、処分又は修学、就労若しくは研究環境の改善を行うことが必要であると認めた場合は、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置において、処分を行う場合は独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則第47条又は第49条及び独立行政法人国立高等専門学校教職員懲戒規則第4条又は第17条により、必要な措置を講ずるものとする。

3 校長は、第1項の措置を講ずる際は、他の監督者等と協議のうえ行うものとする。

4 校長は、調査結果及び講じた措置等について、相談者に報告するものとする。

5 校長は、ハラスメント行為の事実関係があった場合、ハラスメントの再発防止等に必要情報をリスク管理委員会へ報告するものとする。

(守秘義務)

第6条 ハラスメントに起因する問題に携わる者は、当事者のプライバシーの保護に配慮するとともに、任務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その任務を退いた後も、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第7条 校長、監督者及びその他の教職員は、ハラスメントに対する苦情・相談及び当該苦情・相談に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(ハラスメントの防止)

第8条 本校において、ハラスメントの防止に関する業務は、リスク管理委員会が行う。

2 リスク管理委員会は、教職員及び学生等に規則及び指針の周知徹底を図るとともに、次の各号に掲げる業務を行う。

一 ハラスメントの防止等に係る指導及び改善に関すること。

二 ハラスメントの防止等のための啓発活動に関すること。

三 その他ハラスメントの防止等に関すること。

(庶務)

第9条 ハラスメントの防止等に関する庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、ハラスメントの防止等について必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年2月28日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年2月28日から施行する。